



【今月の雑学】今年も海の似合う季節がやってまいりました。ここで雑学をひとつ…！「昆布はなぜ海の中でダシが出ない」のでしょうか？？答えは、**昆布が生きているから**です。生物の細胞膜には、“**選択透過性**”といって、必要な栄養分を外から取り入れ、不要な成分を外へ排出する機能が備わっています。昆布も生きている間は、生育する上で必要なグルタミン酸を細胞で包み込んで蓄えますので、ダシが海水に溶け出してしまうことはないですね。



-ちょっとした疑問を解決！-

総務・経理 Q&A

「税務のマメ知識」

<永年勤続者表彰にあたり、旅行券を支給しました。>

一般的に、旅行券は有効期限もなく、換金性もあり、実質的に金銭を支給したことと同様となるので、原則として給与の課税対象です。ただし、次の要件をすべて満たしている場合には、課税しなくとも差し支えありません。

- (1) 旅行券を支給された後、おむね **1年以内**に旅行すること
- (2) 永年勤続者が、旅行券を使用し旅行を実施した折りには、領収書や報告書等で**旅行の事実を確認**できるようにすること
- (3) 旅行の範囲が、支給した旅行券の額からみて相当であること（海外を含む）
- (4) 一定期間内に旅行券の全部又は一部を使用しなかった場合は、**未使用的旅行券を会社へ返還**すること

<従業員の運転免許の取得費用は、経費にできますか？>

経費にできますが、その資格は個人へ帰属するものであり、原則として従業員への現物給与として取り扱われ、所得税の源泉徴収が必要になります。ただし、会社が負担した費用が次のいずれにも該当する場合は、給与課税しなくてよいことになっています。

- (1) その資格が、会社の業務遂行上必要であること
- (2) その資格が、**その社員の職務に直接必要**であること
- (3) 支出した金額が、その資格を取得するための**費用として適正**であること



<出張が急遽キャンセルとなり、航空運賃のキャンセル料を支払いました。>

キャンセル料には、**解約に伴う事務手数料**としての性格のものと、**解約に伴い生じる減失利益**に対する**損害賠償金**としての性格のものの2つの性格がありますので、消費税の取り扱いにはご留意ください。

前者の場合は、解約手続きなど事務の役務の提供の対価となりますので、消費税の**課税取引**となります。

(いつキャンセルするかの払戻し時期に関わらず、常に発生する**解約手数料**、**取消手数料**、**事務手数料**など)

一方、後者の場合は、本来得ることができたであろう利益がなくなったことへの補てん金なので、資産の譲渡等の対価に該当せず、**不課税取引**となります。**(搭乗日前の一定日以降に解約した場合に支払う割増しの違約金部分など)**

<国民年金保険料は2年前納もできるのですか？>

平成26年4月1日から**「2年前納」**もできるようになりました。口座振替でのお支払い限定ですが、平成26年度の2年前納ですと、毎月納めるよりも**14,800円割引**になります。1年前納（口座振替）の割引3,840円と比較しても、割引額が大きいことがわかります。【申し込み方法】『国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書兼国民年金保険料口座振替依頼書』をご記入の上、預貯金口座をお持ちの金融機関（郵便局を含む）の窓口、または年金事務所（郵送も可）へ提出します。

※申込期限は、毎年2月末日となります。ご希望の方は、27年度からご検討ください。

<新たに入社する社員が、前職の雇用保険被保険者証を紛失してしまったそうです。>

前職での雇用保険被保険者証を紛失した場合は、その社員の**前職の会社名**、**退職日**がわかるもの

(履歴書のコピーなど)をハローワークに一緒に持参するとよいでしょう。ハローワークに提出する資格取得届の不明箇所（雇用保険被保険者番号など）は空欄にしておき、ハローワークにて、氏名、生年月日、前職の会社名などで番号を検索・特定してもらうことができます。



<消費税> 任意の中間申告ができるようになりました。

4月からの消費税率の引き上げに伴い、**中間申告の義務がない企業でも、任意の中間申告ができる制度が創設されました。**現状では、直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税を含まない年税額）が48万円以下の事業者については、中間申告の義務はありません。しかし、一定の届出をすれば、自主的に中間申告書の提出及び納付が行えるという制度です。消費税を前払いして納付するイメージなので、資金繰りの観点から、年1回（確定申告）の納税よりも負担が軽減される会社様も増えそうですね。

<一定の提出とは？>

任意に中間申告書（年1回）を提出する旨を記載した届出書を、納税地の所轄税務署長に提出。



<適用時期>

個人事業者の場合は平成27年分から、また、事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間から適用。

<注意その1>

任意の中間申告制度を適用した場合、6か月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、中間申告書を提出し、消費税及び地方消費税を納付しなければなりません。中間申告書を出したのに納付を忘れたなど、任意とはいえたが納付しなかった場合は、延滞税が課される可能性があります。

<注意その2>

提出期限までに中間申告書を提出しなかった場合は、6か月中間申告対象期間の末日に「任意の中間申告制度の適用をやめようとする旨を記載した届出書」の提出があったものとみなされ、中間納付ができなくなります。

通常の中間申告と異なり、中間申告書の提出があったものとみなされる、という“みなし中間申告の適用”はありませんのでご留意ください。

この場合、通常通り、年1回、確定消費税等で納付することとなります。

今月の いろいろ 「掲示板」

おさらい☆平成26年4月1日から

印紙税の非課税範囲が拡大!!!

消費税率が5%から8%になり、領収書やレシートに貼る収入印紙のルールも改正され、**非課税範囲が拡大**されました。従前は、受取金額が3万円未満のものが非課税でしたが、改正後は、受取金額が**5万円未満**のものが**非課税**となります。

「5万円以上で課税」のルールですが、**領収書に消費税額を分けて明確に記載**いただければ、**消費税抜きの金額**で考えてよいこととされています。

総額では5万円を超えてますが 「印紙を貼らなくてよい例」

- ① 領収金額 5万220円(うち消費税額3,720円)
- ② 領収金額 5万220円(本体価額4万6,500円、消費税額3,720円)

<注意> 領収金額に「消費税含む」とだけ文言を添えることは、税抜金額で考えてよい対象となりません。

スタッフブログ

弊所ホームページにて、事務所スタッフによるブログを公開しております。税務にまつわる話や日常のできごとなどを掲載しておりますので、ぜひお気軽にご覧ください。<http://ameblo.jp/yaraichotax/>

今月のあなたの運勢

A型

今までの経験を活かし、**自信を持って何事にも挑戦**すると運勢の向上に役立ちます☆金運は、
散財には要注意！



B型

面倒事のある運勢ですが、気力と体力を充実させていれば乗り越えられます！**休日は静かな場所で過ごす**と吉！

O型

周囲との調和を図り、謙虚に歩むことが必要な月です。我を張るより、素直な心で人と接することを意識しましょう！

AB型

信頼関係を構築するにはよい月です。目前の利益を求めるよりも**将来の利益につながる行動**を心掛けましょう！

☆血液型編☆



優経税理士法人

(経済産業省認定) 経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂6-48 TOMOS 神楽坂4階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

Ekukz@uk-g.co.jp H



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。